



把握することである。相続人が遠くに住んでいたら、親世代に相続が発生したとき、その資産を調べるだけでも大変な労力を要する。現役世代が平日に実家に帰ったり、金融機関や自治体に問い合わせたりするのは難しいだろう。

また、地方では先祖伝来の土地など子どもたちが把握していない財産があったり、過去の相続の際に名義が書き換えられていなかったりと、想定外の資産が見つかる可能性もある。

親世代には、少なくとも通帳や権利証といった相続財産を確認して、相続人に分かるようまとめておくことをアドバイスしたい。

そのうえで、本ケースでは頻繁に話し合いの機会が持たないということを踏まえて、遺言書を作成してもらう。その場合、遺言書作成と相続についてのコンサルティング業務、遺言書の保管業務、遺言の執行業務を一括で提供する「遺言信託」を活用してもらうのも選択肢の1つとなる。

ただし、遺言信託における遺言の執行業務とは、遺言内容に沿った遺産分割や財産移転を行うもので、相続人間の紛争に介入して解決することはできないという点を明確に説明しておく必要がある。

**過去の贈与などにも配慮して遺言を準備**

遺産分割が難しいのは、親

**POINT**

- ▼子どもが遠方に住んでいる分、相続財産の把握が難しい。被相続人には、あらかじめ相続財産を確認・記録してもらおう
- ▼家屋や土地は相続したくないと子どもが言うことも。将来の扱いについて、しっかり話し合いを

世代は子どもたちに対して平等に接していたと思っただけ、実は子どもたちのほうでは「平等ではなかった」「長男だけが優遇されていた」などと思っているケースが多いことだ。

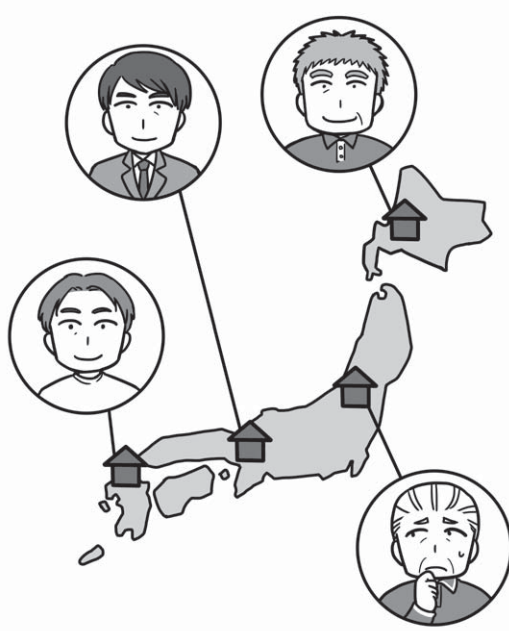
特定の子どものみが車の購入費や留学費用などを援助してもらっていた、生前に親から贈与を受けていたというケースは少なくない。まとまって受け取った財産は「特別受益」として遺留分侵害額に加えられるため、親世代としてはそうした点にも配慮して遺言を準備しておきたい。

子ども全員が故郷を離れて住んでいる場合、土地や家屋を相続したくないというケースも起こり得る。相続放棄という手段はあるが、その場合は「金融資産は相続するが、土地や家はいらぬ」という選択はできない。

不動産の相続については、親世代のほうで方向性がある程度決めておき、子どもたちが集まったときにしっかり話し合いを行ってもらう必要がある。

なお、相続財産には含まれないが、お墓の管理の問題も相続と同時に発生する。旧来の墓地に納骨し檀家として維持していくか、利便性を考えて子どもが住む地域の近くに新たに墓所を求めるとか、相続同様、生前から話し合っておきたいテーマである。

## 2 〈ケーススタディ〉 お客様のこんなお悩みにどんな相続対策を促すか



ケース 1 .....  
**子どもが遠方に住んでおり  
 普段からあまり会う機会がないお客様**  
 .....

▼  
**親主導の話し合いを開いてもらい、  
 相続人を交えた相続準備を促す。  
 同時に相続財産と相続人を正確に  
 把握しよう**

**お** お客様は地方に住んでおり、相続人となる子どもたちが離れた都会で暮らしているというケースは少なくない。中には子どもが海外赴任している場合もあるだろう。そうした状況では、相続について話し合う機会はほとんどないはずだ。

相続が発生すると、原則として10カ月以内に遺産分割を済ませ、相続税を納めなければならぬ。軽減措置によって相続税が発生しなくても申告は必要となる。子どもが遠方に住んでいるからといって相続対策を怠ると、お客様の死後、遺産分割が決まらず相続税も納められないということが発生しかねないのだ。

**親が主導権を持ってトラブルを回避する**

本ケースについては、被相続人の立場である親世代がイニシアチブ（主導権）を取る

ようアドバイスしよう。子どもとの性格は様々で経済状況にも差がある。そんな中で子どもが相続・介護のことを言い出すと、「1人だけ良い子アピールをしている」などと他の兄弟から疎まれることもある。下手をすると仲が良い兄弟間の関係を悪化させかねない。

そうした無用のトラブルを避けるためにも、親世代が積極的に相続対策を行うようにアドバイスしたい。遠方に住んでいるといっても、何らかの理由で子どもたちが集まる機会があるだろう。そのときに親世代が、自身の相続対策について子どもたちに説明できるように準備してもらうわけだ。

では、どんな準備をしてもいいのだろうか。

まずは相続の対象となる財産とその評価額、負債の有無、それから相続人を正確に